

2022年5月26日

各 位

会 社 名 富士電機株式会社  
代 表 者 代表取締役会長CEO 北澤 通宏  
(コード番号6504 東証プライム、名証プレミア、福証)  
問 合 せ 先 経営企画本部 経営企画室長 村上 将之  
TEL. 03-5435-7213

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月28日開催予定の当社第146回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 2022年4月1日付の当社経営体制の変更により、経営および業務執行機能の強化に向けて、代表取締役会長CEO（最高経営責任者）および代表取締役社長COO（最高執行責任者）を置いたことに伴い、株主総会の招集権者および議長について、第12条（招集）および第16条（議長）に一部変更を加えるものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ① 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ② 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所)

現行定款	変更案
(招 集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は、必要があるときに、 <u>取締役会の決議に基づき取締役社長</u> がこれを招集する。 2 <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。	(招 集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は、必要があるときに、 <u>あらかじめ取締役会が定める取締役</u> がこれを招集する。 2 <u>前項に基づいて定めた取締役</u> に事故があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>(議 長)</p> <p>第 16 条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(議 長)</p> <p>第 16 条 株主総会の議長は、あらかじめ取締役会が定める取締役がこれに当たる。</p> <p>2 前項に基づいて定めた取締役に事故があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(附 則)</p> <p>1. 定款第 14 条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日：2022 年 6 月 28 日（予定）

定款変更の効力発生日：2022 年 6 月 28 日（予定）

以 上